

議案第 8 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 115 条の 41」を「第 115 条の 47」に改める。

第 8 条第 1 項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、「算定」の次に「（特例割合を定めてするものを含む。）を」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者 24, 199 円

ア 政令第 39 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる者

イ 政令第 39 条第 1 項第 1 号ハに掲げる者（第 4 号イに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 24, 199 円

ア 政令第 39 条第 1 項第 2 号イに掲げる者

イ 政令第 39 条第 1 項第 2 号ロに掲げる者（第 4 号イに該当する者を除く。）

(3) 次のいずれかに該当する者 36, 298 円

ア 政令第39条第1項第3号イに掲げる者

イ 政令第39条第1項第3号ロに掲げる者（次号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 45,978円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(5) 次のいずれかに該当する者 48,397円

ア 政令第39条第1項第4号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しない者

イ 政令第39条第1項第4号ロに掲げる者

(6) 次のいずれかに該当する者 53,237円

ア 合計所得金額が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 58,077円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 72,596円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 82,275円

ア 合計所得金額が3,500,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令

第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 96,794円

第12条第4項中「、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第8条第1項第5号イ」を「若しくはロ又は第8条第1項第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ」に、「若しくは第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」に改める。

附則第21項各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（平成21年川崎市条例第 号）による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項」に改め、同項第1号中「第8条第1項第4号」を「旧条例第8条第1項第4号」に改め、同項第2号中「第8条第1項第5号」を「旧条例第8条第1項第5号」に改める。

附則第24項各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「旧条例第8条第1項」に改め、同項第1号中「第8条第1項第4号」を「旧条例第8条第1項第4号」に改め、同項第2号中「第8条第1項第5号」を「旧条例第8条第1項第5号」に改める。

附則第27項各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「旧条例第8条第1項」に改め、同項第1号中「第8条第1項第4号」を「旧条例第8条第1項第4号」に改め、同項第2号中「第8条第1項第5号」を「旧条例第8条第1項第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率を定めること等のため、この条例を制定するものである。